

(参考)サービス提供の仕組みの比較

	現行の認可保育所の サービス提供の仕組み	(参考1) 他の社会保障制度 (医療・介護・障害)による サービス提供の仕組み	(参考2) 極力規制をなくした サービス提供の 仕組みの例
(1) サービス・給 付の保障	市町村に対する保育の実施義務 (※地域の保育所の受入能力が ない等やむを得ない場合は、 「その他適切な保護」で足りる とする例外有り)	・個人に(2)の判断の範囲内の サービス費用の受給権 ・保険者又は市町村にサービス 費の給付義務	・個人にサービスの必要度に 応じた一定額の受給権 ・市町村にサービスの必要度 に応じた一定額の給付義務
(2) 給付の必要 性・量の判断	市町村において「保育に欠け る」か否か、及び、優先度につ いて判断。 (※受入保育所の決定と一体的 に実施。)	診察に当たる医師又は行政(市 町村)が給付の必要性・給付量 又は上限量を判断	市町村において、サービスの 必要度を判断。
(3) サービス選 択・利用方法 (契約関係)	・基準を満たした認可保育所 の中から選択(※定員を超える 場合は市町村が公平な方法で 選考。) ・利用者が市町村へ、入所希望 保育所を記載の上申込み	・基準を満たした保険医療機関 又は指定事業者の中から選択 ・利用者が指定事業者と契約	・基準を満たした指定事業者 の中から選択、又は、市中の 提供者から自由に選択 ・利用者が事業者と契約

	現行の認可保育所の サービス提供の仕組み	(参考1) 他の社会保障制度 (医療・介護・障害)による サービス提供の仕組み	(参考2) 極力規制をなくした サービス提供の 仕組みの例
(4) サービスの 価格	公定価格 (※国が地域等に応じ市町村へ 交付する「保育所運営費負担 金」を定めている。)	公定価格 (※国が診療行為やサービス毎 等に応じた費用額を定めてい る。)	自由価格 (※事業者が自由に設定)
(5) 給付方法 (補助方式)	・市町村が保育所へ、委託費 (運営費)を支払い。	・保険者による現物給付 又は 市町村が利用者に費用の一定割 合を給付。 (※実際の資金の流れとしては、保 険医療機関又は指定事業者が(利用 者に代理して)保険者(市町村)に 請求・受領。(代理受領))	・利用者に一定額の利用券又は 現金を給付。 ・(利用券の場合)事業者が市 町村に換金請求・受領。
(6) 利用者負担	・市町村が保護者から所得に応 じた利用料を徴収	・保険医療機関又は指定事業者 に利用者がサービス費用の一定 割合を支払い (※所得に応じた負担の上限有 り。)	・事業者が利用者から自由に設 定したサービス価格から、利 用券支給額(定額)を控除し た額を徴収 (→※利用者負担が増大し、所得に よって利用機会が十分保障されない 可能性)